

令和2年度 第1回 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会 会議録

日 時	令和2年8月17日（月） 13:00～15:15
会 場	市役所消防庁舎3階多目的ホール
出席者	委員長 竹端 寛 委員 長城 紀道, 土田 陽三, 福田 晶子, 福島 健太, 中山 裕雅 浦野 京子, 大島 眞由美, 斉藤 登, 中野 富枝, 安達 昌宏 欠席委員 小西 明美, 和田 周郎 委員以外 芦屋市権利擁護支援センター 脇 朋美 芦屋市権利擁護支援センター（社会福祉協議会担当）三谷 百香 事務局 芦屋市地域福祉課 吉川 里香, 亀岡 菜奈, 馮 翔実 沖元 由優, 横道 紗知, 山本 美穂 芦屋市障がい福祉課 柏原 由紀, 長谷 啓弘 芦屋市高齢介護課 篠原 隆志, 坂手 克好, 田尾 直裕
会議の公表	☒ 公 開 ☐ 非公開 ☐ 部分公開 <非公開・部分公開とした場合の理由>
傍聴者数	1人

1 開会

【委員会の成立について】

- ・開始時点で13人中11人の委員の出席について成立

2 委員委嘱

3 市長挨拶

4 委員及び事務局の紹介

5 委員長，副委員長の選出

6 議事

(1) 協議

成年後見制度の利用と虐待対応に対する現状と課題，今後の方針について

(2) 報告

養護者による高齢者虐待対応マニュアル【第4版対応帳票集】について

(3) その他

7 資料

事前配布資料

- 事前資料 1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
 - 事前資料 2 令和 2 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会の内容
 - 事前資料 3－1 芦屋市地域福祉計画
 - 事前資料 3－2 芦屋市すこやか長寿プラン 2 1
 - 事前資料 3－3 芦屋市障がい者(児)福祉計画
 - 事前資料 4－1 令和元年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
 - 事前資料 4－2 令和元年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画（実施内容、成果と課題）
 - 事前資料 4－3 令和 2 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画
 - 事前資料 5 生活困窮者自立支援事業と権利擁護の連携状況
 - 事前資料 6－1 第 9 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 のアンケート結果（抜粋）
 - 事前資料 6－2 第 7 次芦屋市障害者(児)福祉計画・第 6 期障害福祉計画のアンケート結果(抜粋)
 - 事前資料 7 成年後見制度利用支援事業の実績報告
 - 事前資料 8－1 施設従事者等による高齢者虐待についての報告
 - 事前資料 8－2 施設従事者等による障がい者虐待についての報告
 - 事前資料 9 芦屋市養護者による高齢者虐待対応マニュアル【第 4 版対応帳票集】
- 当日配布資料
- 当日資料 1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会委員名簿
 - 事前資料 5 生活困窮者自立支援事業と権利擁護の連携状況（差し替え）

8 審議経過

- (1) 成年後見制度の利用と虐待対応に対する現状と課題、今後の方針について
(地域福祉課 吉川，馮 権利擁護支援センター 脇，三谷)

- 資料 1 芦屋市権利擁護支援システム推進委員会設置要綱
- 資料 2 令和 2 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会の内容
- 資料 3－1 地域福祉計画
- 資料 3－2 芦屋市すこやか長寿プラン 2 1
- 資料 3－3 芦屋市障がい者(児)福祉計画
- 資料 4－1 令和元年度芦屋市権利擁護支援センター活動状況報告
- 資料 4－2 令和元年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画（実施内容、成果と課題）
- 資料 4－3 令和 2 年度芦屋市権利擁護支援センター事業計画
- 資料 5 生活困窮者自立支援事業と権利擁護の連携状況
- 資料 6－1 第 9 次芦屋すこやか長寿プラン 2 1 のアンケート結果（抜粋）
- 資料 6－2 第 7 次芦屋市障害者(児)福祉計画・第 6 期障害福祉計画のアンケート結果(抜粋)
- 資料 7 成年後見制度利用支援事業の実績報告

資料 8－1 施設従事者等による高齢者虐待についての報告

資料 8－2 施設従事者等による障がい者虐待についての報告

(竹端委員長)

権利擁護支援を担う権利擁護支援センターがどんなところで、どんな現状や課題があるかの説明がありました。事前資料 2 をもとに成年後見制度と虐待対応について、質疑応答や議論をしながら、内容を深めていきたいと思います。では資料 2 の成年後見制度の説明を事務局よりお願いします。

(地域福祉課 馮)

資料 2 令和 2 年度第 1 回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会の内容

課題①成年後見制度について

(竹端委員長)

委員の皆さまからご意見、ご質問はいかがでしょうか。

浦野委員にお尋ねしたいのですが、民生委員の方々の中で、成年後見制度の認知度はどれほどなのでしょう。

(浦野委員)

私たち民生委員は、成年後見制度についての研修を受けていますので、制度の存在は知っております。事務局より、成年後見制度の周知の解決策（案）として、金融機関等に対しても周知を行うとの説明がありましたが、地域の実情としては、私の知人が、金融機関にまとまったお金を預けていて、銀行から成年後見制度の話をされ、娘が申立てをされていた。また、別のご家庭で、娘さんが、母親を介護されていて、金融機関から助言をもらいながら、早々と成年後見制度の手続きをされていました。金融機関をどこまで信用して良いかも分からないという不安もあったようで、弁護士会に赴き、相談していました。この娘さんはしっかりされている方ですが、成年後見制度を利用すると、お金の出し入れがややこしい、もう少し楽にできないかなと話していました。

(竹端委員長)

金融機関から、気がかりなお客さんには成年後見制度があると伝えていただいて利用に繋がっているケースがあったり、制度の利用について弁護士に相談しているケースがあったりするということですね。一方で、成年後見制度を実際利用してみると、法律に従わなければならない、使い勝手の悪さを感じておられる場合もあるということですね。

長城委員から、具体的に法律相談でどのようなことをされておられますか。

(長城委員)

成年後見制度に関しては、専門相談で対応する体制をとっていて、相談をいただければ、制度の一通りの説明や、制度を利用することによるメリット、デメリットも正直にお伝えするようにしています。しかし、弁護士会に相談に来られる方は少数なので、中間に入っただけの金融機関や民生委員の方々、支援者の方にこの制度についての知識をお伝え

いただきたいと思います。

(浦野委員)

民生委員はお金に係ることに關しては直接的な支援はしません。先ほどの話の方は、個人的によく知っている方で、ご自身で調べて行動されたため、私が支援機関に繋ぐことはしませんでした。

(竹端委員長)

大島委員は高齢者生活支援センターで働いておられ、成年後見制度の利用に關して支援すること多いと思いますが、実際はいかがでしょうか。

(大島委員)

高齢者生活支援センターは一番相談を受けやすいところだと思いますが、芦屋市民の特性として、インテリジェンスが高く、社会的地位もある方が多いということがありますので、ご自分で相談に行くルートがあってもいいのかと思います。ご自分たちで相談に行けない、行ける状況に無い方に関しては高齢者生活支援センター等が支援することになると思います。権利擁護支援センターの専門相談が、私たちが一番繋ぎやすい窓口になっています。例年、この件数が伸び悩んでいるとの報告がありましたが、前年度は相談件数が伸びています。毎週火曜日に行っている定期相談と随時相談がありますが、臨時相談の枠があると、曜日や時間を合わせてなくても困ったときに相談できるので案内しやすく、相談件数の増加に繋がっていると考えられ、周知の効果の一つになっていると思います。

現場でケアマネジャーと話す中でも、権利擁護支援センターの認知度が高まっているように思います。高齢者生活支援センターの知らないところで、ケアマネジャーが権利擁護支援センターに直接相談に行かれることも以前より増えている印象があります。

(竹端委員長)

形式的な話ですが、大島委員は高齢者生活支援センターの代表としてではなく、ケアマネジャー友の会の代表ということでご出席いただいておりますが、高齢者生活支援センターの代表は、この委員会に出席しているのでしょうか。

(地域福祉課 吉川)

高齢者生活支援センターの代表ということで委員の選任はいただいております。高齢者生活支援センターに關しては地域包括支援センター運営協議会から推薦される委員からご意見をいただくことになっております。

(竹端委員長)

権利擁護を理解し、課題を把握しておられる高齢者生活支援センターの代表をこの委員会に出席していただけるよう、今後事務局で検討をお願いします。

脇センター長は、成年後見制度の認知度について、どう感じていますか。

(権利擁護支援センター 脇)

数字にも出ておりますように、2～3年前から成年後見制度利用申立ての相談が非常に増えています。臨時相談では、成年後見制度の利用申立て希望者を、法テラスに繋ぐ際に、

後見人をあらかじめ決めて申立てをしたいという方が非常に多く、中核機関の役割としてマッチングを行っているケースが非常に増えております。成年後見制度利用の申立ては非常に増えているように感じますが、アンケート結果を見ると、まだまだ知られていないとも思います。

(竹端委員長)

先ほど、芦屋市民は、ある程度自分で決めることができるインテリジェンスの高い方が多いとの話がありましたが、裏を返すと、語弊のある表現かもしれませんが、プライドの高さから相談ができない、自分から人に頼れず支援を求められないという場合もあるのではと思うのですが、協センター長の印象としてはいかがでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

ご家族が金融機関で、成年後見制度の利用が必要と言われて相談に来られるご家族は多いですが、制度の説明をすると、やっぱりやめようと話されることが多いです。ご本人も、第三者にお金を任せることを嫌がり、できるだけ家族でやってほしいと希望される場合や、家族も、他人に介入されたくないと話される場合が多いため、成年後見制度の説明はしていますが、その利用に繋がらないことも多いです。

(竹端委員長)

家族がするから望ましいとの見方もあれば、家族にお金を搾取されていて危険という見方もできるのですが、どう感じておられますか。

(権利擁護支援センター 脇)

4～5年ほど前は、親族後見が多かったですが、一定の資産がある方は、親族後見はなかなか認められず、弁護士、司法書士等の法律職が後見人になることが増えており、家族が後見人になるのであれば利用の意向があるが、第三者なら利用しないという方もいらっしやいます。

(竹端委員長)

福島委員は今の意見についてどう思われますか。

(福島委員)

芦屋の地域性だけが原因ではないと思いますが、親族が自分で後見人になることを希望され、申立てした際に、裁判所から、親族がするのなら信託になりますよという説明や、親族が後見人をするなら監督人が付きますよという説明を受けると、それならやめますとするケースがあります。また、専門職に報酬を払う必要があると説明されると、十分な資産がある場合であっても、報酬を払うのであれば利用されないという方も結構あります。

私が課題として思うことですが、受任調整をする中で、芦屋の地域の中では、専門職も手一杯になってきているという印象があります。法的な課題ではなく、身上監護で福祉職に繋ぎたいケースにおいて、福祉職の中で担い手が少なく、調整が大変という印象があります。

(竹端委員長)

その課題の対応策のお考えはありますか。

(福島委員)

法人後見機能と市民後見人を増やしていく必要があると思います。法人後見，市民後見，複数後見など，もう少し多様な形での対応を増やし，担い手を増やしていく必要があるように思います。

(竹端委員長)

全国的にも市民後見人が増えないように思いますが，その理由や課題はどこにあると思われますか。

(福島委員)

裁判所も市民後見人を積極的に増やしていこうとはしていませんし，後見監督機能が不十分なところに任せられないということが理由の1つにあると思いますので，今後は，市民後見と専門職の複数で受任する等，受任しやすいようになればと思います。また成年後見制度利用促進の関係から，裁判所の認識も少し変わってきているので，市民後見も受任しやすくなればと思います。

(竹端委員)

福田委員にお尋ねしたいのですが，障がいのある方では権利擁護支援センターの認知度が低いことや，障害者差別解消法の認知度が低いという状況がありますが，自立支援協議会の中で話し合われていることがあれば教えてください。

(福田委員)

自立支援協議会ということではありませんが，施設などでは，権利擁護支援センターや成年後見制度の話をする機会がありますが，在宅で生活されている方に対して，どこまで周知できているかは把握できておらず，実態が分かっていないと思います。

(竹端委員長)

先ほど，ケアマネジャーには権利擁護支援センターが認知されているとの話がありましたが，障がいの相談支援専門員は，権利擁護支援センターや障害者差別解消法について理解されているという認識で良いですか。

(福田委員)

権利擁護支援センターは，相談支援専門員に周知されていると思います。障害者差別解消法に関しては，大きい事業所は勉強会をされていると聞いていますが，小さい事業所に対しては勉強会に参加するのが難しい状況もあり，周知が不十分な部分もあると思います。

(竹端委員長)

虐待対応に関することも含め，小さい事業所には様々な制度や法律を勉強する機会が少ないですか。

(福田委員)

他の事業所のことは分かりませんが，少なくとも1事業所の中での勉強会は不十分で，外部の研修会には参加しているものの，年1回などの頻度では，その1回に参加しないと，

受講が翌年になってしまうという現状はあります。

(竹端委員長)

ケアマネジャーや高齢者に関わる支援者は、制度などを学ぶ機会がありますか。

(大島委員)

虐待対応マニュアルの改訂時などにケアマネジャーや高齢者生活支援センター向けの研修の実施は提案していますが、毎年は実施できていない状況です。高齢者生活支援センターの職員といえども、日々の業務に忙殺されると、肝心なことを忘れたり、業務に流されたりすることがありますので、本質的なことは、研修受講しなければ資格を更新できない位の位置づけで実施していただきたいと個人的には思います。

(竹端委員長)

研修に関しては、改善の余地があるということですか。

(大島委員)

あると思います。

(竹端委員長)

次に資料２の虐待対応に関して説明をお願いします。

(地域福祉課 馮)

資料２ 令和２年度第１回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会の内容
課題②虐待対応について

(竹端委員長)

成年後見制度のみならず、虐待対応に関しても、周知方法に関して課題があるように聞こえました。住民に近い民生委員の方は、どのように見えたり聞こえたりしていますか。

(浦野委員)

おかしいと思ったら、高齢者に関しては高齢者生活支援センターに、子どもに関しては主任児童委員に連絡することになっています。

(竹端委員長)

民生委員も、家族の喧嘩の範疇か虐待にあたるのか悩まれることはありますか。

(浦野委員)

ご近所で、家庭の事情も見える中で、ご家族が一生懸命介護をされていて、苛立ちが起きている状況を見て、気になり、通報するほどの状況なのか迷うことがありますが、高齢者生活支援センターに連絡をするようにはしています。

(竹端委員長)

ありがとうございます。高齢者生活支援センターは、民生委員やケアマネジャーからご相談いただく中で見えていることもあると思いますが、いかがでしょうか。

(大島委員)

高齢者のことで、民生委員の方から「虐待かもしれないと思っていた。」とお声を聞くことがあります。民生委員の方は地域のキーパーソンにあたる方で、私たちの活動や関係機関の動きについてもよくご存じであっても、通報するには心理的な抵抗があるようです。その抵抗を、私たちがどう払拭するのが課題の1つだと思っています。

権利擁護支援センターの報告では、令和元年度は平成30年度と比較して、高齢者虐待の通報件数が倍増しています。この内容については、他的高齢者生活支援センターにも問い合わせたところ、警察からの通報が増えていました。警察通報の事案は高齢介護課を通じて高齢者生活支援センターに連絡が入り、親子喧嘩のような内容であっても、一旦は虐待通報としての対応を検討していますが、その増加の背景があれば、聞かせていただきたいです。

配偶者や子どもの障がいや病気が原因となって起こっている暴力等で通報があるケースでは、高齢者生活支援センターが支援の中心を担うのか、悩ましいときがあり、障がい部門の支援者と密な連携をとる必要があると思っています。

(竹端委員長)

警察からの通報が増えている背景や対応に関する質問です。また、高齢者虐待の対応をしている中で、障がい者虐待との重なりがあったり、虐待者と被虐待者が、実際は通報時の情報と立場が逆のこともあるとの話がありました。

権利擁護支援センターとしては、この2点の現状をどのように認識しておられますか。

(権利擁護支援センター 脇)

昨年度の養護者による虐待通報件数73件中、警察通報は27件でした。その前年の警察通報件数は10件なので、約3倍に増えています。他にも本人からの通報が増加しており、平成30年度は1件であったものが令和元年度は6件に増えています。兵庫県警は、65歳を過ぎた方に関して、警察が駆け付けた場合は内容に限らず高齢介護課に連絡が入るようになっていきます。通報の内容が親子喧嘩の範疇のものもありますが、一旦は行政で通報を受理して、事実確認を行っています。軽微な内容のものもありますが、芦屋市としては警察通報を全て受理して対応していますので、警察通報の件数としては増えている状況があります。

養護者による虐待は、本来は養護されている方からの虐待というものですが、実際は逆だったことはよくあります。また障がいのある人が被虐待者になっているけれども、話をよくよく聞くと、立場が反対だった場合もよくあります。虐待防止法では養護者の支援も位置づけられていますので、立場が逆だったから対応しないというのではなく、その場合も含めて虐待として対応を行っています。

(竹端委員長)

その様な場合、ケアマネジャーや高齢者生活支援センターが主になって支援するべきなのか、それとも障がい部門の支援者に繋ぐことが必要なのかと提起されましたが、どのよ

うに考えておられますか。

(権利擁護支援センター 脇)

養護者支援の中で、障がいのある人であれば障がい者相談支援専門員、就労していない場合やひきこもりの課題がある場合は、生活困窮者自立相談支援につなが但也有しますが、支援をどこで終わればよいのかというのは永遠のテーマです。障がい者相談支援専門員に繋いだから、高齢者側の支援者の支援は終了ということではなく、障がい者側の支援状況を高齢者側の支援者として確認する必要があるため、連携の難しさを感じています。

(竹端委員長)

今の話では、虐待の通報を受けて支援を行うと、単に虐待ということではなく、生活に困窮されている方や、障がい者手帳の所持はないが障がい疑われる方など、他の支援の必要性がある場合に、どこまで支援するのかの線引きが難しいとの話がありました。障がい者相談支援専門員に繋いだ時点で支援を終わりにせず、経過観察を行わなければ、虐待が起こる可能性は消えず、虐待状況が再燃する事例もあるということでしょうか。

(権利擁護支援センター 脇)

はい。また、権利擁護支援センターだけでなく、高齢者生活支援センターも、障がい者の相談支援に繋いだとしても、そこで終わりということではありません。また、虐待の状況が一定期間見られなかったため、一旦虐待対応を終結しても、再燃するケースは多くあるように感じます。

(竹端委員長)

福田委員にお尋ねしますが、障がい者の支援者も、同じような認識でしょうか。

(福田委員)

高齢者の親と障がいのある子どもの世帯がよくおられることの認識はしていますが、高齢者生活支援センターのように世帯全体を見ているわけではないので、細かいところまで把握はできておりません。

(竹端委員等)

事件があれば事後対応せざるを得ないですが、予防をして、どこまでやれば事前予防となるかの線引きが難しい点が悩ましいところです。虐待が再燃する可能性もある場合、市として、関わりの線引きなどについてどのように考えておられるのでしょうか。

(事務局 吉川)

ケースバイケースのことも多く、線引きが難しいのが実情です。できる限り関係機関と一緒に支援者会議に出席していただき、お互いに協力できる幅を持ちながら支援していただくよう心掛けていただいていますし、双方の折り合いをつけていただくところだと思います。対象者との関係性もありますので、誰が支援をすることが適切なのかは、お互いに話し合いながら進めていただいています。実際、高齢部門がここまで支援してほしいと思っているけれども、障がい部門はそこまでは支援できないと思っていることもありますので、そのあたりの擦り合わせには苦慮されているように感じています。

(竹端委員長)

その問題は、すこやか長寿プラン2 1や障害者（児）福祉計画に何らかの形で載せる内容なのか、それとも実務者レベルの話なのかどちらでしょうか。

(事務局 吉川)

多機関連携は、虐待対応に限らず、必要な事項ですので落とし込める範疇で落とし込めたいと思います。

(竹端委員長)

中山委員、ご意見やご感想をいただけますか。

(中山委員)

私も現場は悩みながら介入していることをよく耳にします。社会福祉協議会も研修を増やすようにしていますので、支援者の方にそういった機会をできるだけ提供することが重要であると感じます。

(竹端委員長)

ありがとうございます。斎藤委員もご意見やご感想をお願いします。

(斎藤委員)

シルバー人材センターでも、成年後見制度のセミナーを5年前より行っています。5年前は受講者が多く盛況でしたが、最近受講者が減っています。成年後見制度の利用が進まない原因の一つはコストとベネフィットの兼ね合いで、報酬のお金がかかる割にベネフィットを感じられないことにあると思います。最近銀行が家族信託などをやり始めているため、世の中が進化しているように感じます。もう一つは成年後見制度の話をするには、「資産がどのくらいか」ということや毎月収入がどれだけあるかを聞かざるを得ない状況があり、その話をする敷居が高いと感じますし、手続や活用の難しさがあるように思います。また成年後見制度には金銭面と生活の2つの支援が求められており、特に必要性が求められている生活支援は、弁護士や司法書士では支援をしきれないところがあり、福祉職が支援しているという現実から、生活支援をどうするかという問題もあるかと思います。

また、成年後見制度の認知度が低いことを話されていましたが、必要ない人がこれだけいるともとらえられると思います。

(竹端委員長)

成年後見制度の利用を希望されている人は、お金に関する支援のみでなく、生活支援についても求めていることがあります。司法書士のかたでは生活支援については不得意なことがあります。司法書士や福祉職、金融機関などそれぞれの得意なところを活かしあえばうまくいくように思いますが、現状は支援が必要とする人の様々なニーズを全て一緒にして支援してしまうような形になっていることがうまくいっていない原因でしょうか。

(斎藤委員)

そうだと思います。司法書士や弁護士の方にとっては少ない報酬かもしれませんが、制度の利用者にとっては、大きい金額であるというギャップがあり、福祉的支援を経済で解

決するには中途半端なサービスだと感じています。解決策はなかなか無いと思いますが、うまくいかない要因の1つではないかと思います。

また「虐待の知識がない」という話がありましたが、虐待の定義は難しいと感じています。時代とともに虐待の定義は変わると思います。今は許されませんが、私の時代ではうさぎ跳びやお尻をバットでたたかれても虐待とは言いませんでした。そういう認識の変化に教育が追い付いていないように思います。皆さん、一生懸命に支援されていますので、みんなでやっていくことが必要だと思います。

(竹端委員長)

研修の必要性というところに繋がってきますね。中野委員、ご意見等お願いします。

(中野委員)

現在、私は成年後見制度を知っている人との付き合いが多いのですが、一方で、興味のない知人は「成年後見制度って何？」との反応をします。資料で、虐待の対応について、研修するならどのような対象に、どのような内容で行うべきか等が議論のポイントと記載がありますが、虐待する人は、踏みとどまることができず虐待をしてしまうと思うので、それを押しとどめるために、子供の頃からの人権教育や、思いやる気持ちを大事にするような教育を受けていれば違う展開になるのではないかと思います。人にされて嫌なことは小さい頃からしないよう伝えていくことが大事だと思います。

(竹端委員長)

そうですね。中野委員のお話を伺いながら、家族支援も大事だと感じました。土田委員、ご意見やご感想をお願いします。

(土田委員)

児童虐待は通報が時々あり、怪我があると分かりやすいですが、高齢者の場合、おかしい怪我と思うことがあっても、虐待の判別は難しいです。施設では怪我の予防にも注意しており、勉強会やマニュアルに基づいた対応をされていますが、どこまでが虐待かは、施設が決めるものではなく、世間的なコンセンサスを正しくしていくことが大事だと思います。

(竹端委員長)

どういうコンセンサスを作りながら、マニュアルとしてまとめていくかという問題があったり、計画の課題がいろいろと挙がっていたりしますが、安達委員はいかがでしょう。

(安達委員)

総合的な計画として地域福祉計画があり、またそれぞれ高齢者、障がい者の計画を立てているという仕組みは、今回も変わりません。

成年後見制度は、自分も数年前に当事者として申立てをしましたが、制度について、言葉では知っていても、実際に申立てをしてみると難しいことを実感しました。地域包括支援センターへの相談から、専門職を紹介していただき、スムーズに手続きが進んだ体験から、相談からすぐに結び付けられる仕組みが大事だと思いました。

また、虐待対応については、権利擁護支援センターが重要な働きをしていると認識しており、現在は支援対象者が増え、厳しい体制と聞いていますが、今後も連携を進めていきたいと思います。

(竹端委員長)

では、虐待マニュアルについて説明をお願いします。

(2) 養護者による高齢者虐待対応マニュアル【第4版対応帳票集】について

(高齢介護課 田尾)

事前資料9

(竹端委員長)

第3版との違いは何ですか。

(高齢介護課 田尾)

第3版には記入例が無かったことから、記入者によって記入内容の認識が異なっていたことで支援方針の議論の際に、毎回認識を擦り合わせる必要がありましたので、支援者の認識が一致するように改訂しました。

(斎藤委員)

帳票の枚数は変わっていますか。

(高齢介護課 田尾)

帳票の枚数には変更はありません。

(斎藤委員)

資料の具体的な事例を読みましたが、非常に分かりやすかったです。帳票もよくできていて、これを活用してやっていただくといいのかなと思いました。事例も、どういう人生を送ってきたか、そこからどういう人格が形成されているかと想像が膨らむ、良い事例だと思います。事例の方は、自分に自信のある方で、虐待の認識がないまま妻を虐待してしまっている状態ではないでしょうか。このような方に今から虐待とは何か、と話をするのは難しいと感じる、悩む事例であり、良い事例だと思います。

(竹端委員長)

虐待の支援のなかで、これまでの生き様の支援をすることも大事だと思います。虐待支援は、虐待が起こったあとの事後対応ですが、その対応のなかで、生き様支援、事前支援にどう活かせるのが大事だと思います。他にご意見はありますか。

(大島委員)

高齢者生活支援センターや行政のケースワーカー、生活困窮者支援を担当している社会福祉協議会等などに対し、マニュアルを用いた研修をしてほしいと思います。その中で、もう少しこういう風に直してほしいという意見も出てくるかと思っています。

(権利擁護支援センター 脇)

研修は実施する予定です。また、障がい者の虐待対応マニュアルの改訂にも着手し、一

緒に研修を実施する予定にしています

(竹端委員長)

コロナ禍であることから、オンライン研修も検討していただければと思います。

(3) その他

(事務局 吉川)

2回目の委員会は2月か3月に開催予定ですので、よろしくお願いいたします。

(竹端委員長)

長城副委員長、まとめをお願いします。

(長城委員)

本日は、市の方から今までの取組をご説明いただき、権利擁護について見えてきた問題点について、まずは成年後見制度の認知度が低いことについての議論を行いました。制度自体の問題や、必要な方には十分情報は伝わっていますが、広がってはいないことが分かりました。研修、情報提供が重要なのではとの話があり、必要に応じて検討の余地ありとの話になりました。

また2つ目の議題で、高齢者の虐待事例は、警察からの通報が増えているという現状の説明がありました。虐待とは何かということは、時代に応じて変化しているため、対応していかなければならないと思います。支援者への研修や、小さい頃からの人権教育、関係機関への研修をどんどん進めていく必要あるとの話がありました。また、虐待者に対応する支援も重要であることを共有したと理解しています。虐待対応マニュアルについては、どう書くかを充実させたとの説明があり、マニュアル内の事例も具体的に分かりやすいとの話がありました。以上です。

(竹端委員長)

ありがとうございました。

9 閉会

(竹端委員長)

以上をもちまして全ての議事を終了いたしましたので、第1回芦屋市権利擁護支援システム推進委員会を閉会とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

(一同)

ありがとうございました。